

住居確保給付金の支給期間が延長されます

これまで

最長で **9か月間**、受給可能(新規、延長、再延長)



令和3年1月1日以降

令和2年度中に新規申請した方については、最長で **12か月間**、受給可能(新規、延長、再延長、**再々延長**)

* **再々延長の資産要件の上限額**は、他の申請時（新規、延長、再延長）の **1/2** となります。
(単身：25.2万円、2人：39万円、3人以上：50万円)

再々延長申請できる方は

収入要件、資産要件のほか、以下の常用就職を目指す **求職活動を行う方が対象**となります。
※原則として、全ての活動を行っていただく必要があります。

- ①ハローワークへの求職申込
- ②月に2回のハローワークでの職業相談
- ③週に1回の企業等への応募、面接
- ④生活再建への支援プランに沿った活動
(家計の改善、職業訓練等)

* 該当者には、区役所から申請書が送付されます。

お問合せ先 葛飾区役所 自立相談支援窓口

※3密を考慮した面談を実施しているため、事前予約をしてください。

電話：03 - 5654 - 8625 (直通)

受付時間：8:30~17:00 (月~金曜日 祝日及び年末年始は除く)